

第1回盛土等防災対策検討会 議事概要

日時：令和4年6月15日(水) 13:30~16:30

場所：中央合同庁舎2号館低層棟 共用会議室2

1. 開 会

2. 議 事

(1) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律等について

- ・事務局より「資料2-2：宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）」及び「資料2-3：盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針について」について説明。

(2) 規制区域の指定の考え方

- ・事務局より「資料2-4：規制区域の指定の考え方」について説明後、以下のとおり質疑応答。

○盛土規制法の法目的は盛土等に伴う災害から人命を守ることであり、都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要である旨明確にすべきである。また、集落や隣接・近接する土地の区域については、都道府県等が地域の実情に応じて判断することによいと考えられる。なお、盛土等に伴う災害から人命を守るために必要かどうかを踏まえ、判断することが重要である。

⇒基本方針や規制区域設定要領の作成にあたり明確にする。

○盛土規制法の保全対象に、農地も含めていただきたい旨要望していたところ。また、規制区域の指定にあたり、都道府県知事が関係市町村長へ意見を聴取するほか、農地の実情を把握している農業委員会等に意見を聴取いただきたい。

⇒「その他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要があるもの」として、都道府県等が地域の実情に応じて判断することとしている。また、意見聴取に係る手続きの運用について、今後調整する。

○規制区域の指定により、規制区域外に盛土が行われると懸念されるが、何か対応策はあるか。

⇒盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要であり、規制区域外には盛土等に伴う災害により人命に影響がないエリアが残るものと考えられる。

○盛土規制法では、残土処分や太陽光発電・風力発電の設置を目的とした盛土も規制対象となるのか。

⇒従来規制対象としていた宅地造成に限らず、幅広く盛土行為を規制することとなる。ご指摘の残土処分や太陽光発電・風力発電の設置を目的とした盛土も規制対象である。

○特定盛土等規制区域の間に、下方に保全対象のない谷等が規制区域に指定されずスキマとして残ると、そのエリアに盛土を呼び込むことも想定される。

⇒スキマが生じないように留意しながら、引き続き検討する。

○特定盛土等規制区域の指定にあたり、土砂災害防止法を参考として、基準地点より上流の流域面積に上限を設けるよりも、広く規制区域を指定するという考えを優先することも考えられる。

⇒ご意見を踏まえ、特定盛土等規制区域の指定の考え方について、引き続き検討する。

○小規模な建築物の新築等の場合、高さ1 m以下の盛土が行われることもあるが、盛土規制法では規制対象となるか。
⇒規制区域内で行われる高さ1 m以下の盛土については、許可対象外である。なお、高さ1 m以下であっても面積が500 m²を超える場合には許可の対象となる。

○リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定するという考えに賛成だが、どうしても規制区域の間にスキマが生じる。スキマに盛土を呼込まないようにするのがよい。
⇒スキマが生じないように留意しながら、引き続き検討する。

○盛土規制法では、規制するエリアと盛土へ求める要求性能の両方を考慮して検討することが重要。
⇒ご意見を踏まえ、規制区域と技術的基準等を検討する。

○土石流化を想定し特定盛土等規制区域を指定するためには、谷が発達した地形が前提となる。段丘面は谷が発達しておらず、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)の指定要件にも該当しないが、外縁の肩部で土砂災害が発生した事例がある。仮に当該箇所で行われた盛土が崩落すると、斜面下の人家に危害を及ぼしうる。
⇒ご意見を踏まえ、特定盛土等規制区域の指定の考え方について、引き続き検討する。

○規制区域内で盛土行為を禁止することは許容されるのか。
⇒憲法第29条に基づく財産権の保護の関係上、盛土行為を禁止する区域を設けることは困難。

(3) 技術的基準等の考え方

・事務局より「資料2-5：技術的基準等の考え方」について説明後、以下のとおり質疑応答。

○営農活動に対する技術基準の考え方を今後詰めていただきたい。
⇒農水省と営農活動について精査し、規制の妥当性を引き続き検討する。

○森林特性の考慮について、「森林」というよりは木が生えていなくとも「山地」として捉えた方がよいのではないか。山地や森林を考えた場合、自然斜面なので、しっかり調査しないと、地下の構造や降雨時の地下水、表流水、土砂移動の状況等、不明な点が多い。分からないことが多いということをポイントとして検討を進める必要がある。
⇒ご指摘を踏まえ、技術的基準を検討する。

○一時堆積の期間というのはどのくらいか。一時堆積と言いつつ、実際は恒久的に置こうとしている者に対してどういう対策があるか、それを防ぐような仕組みがあったほうがよい。

○一時堆積の期間について明記しておく必要がある。
⇒一時堆積の申請を基に判断することを考えていたが、ご指摘のように、悪意のある者が、恒久的に置き続けることへの対応も検討する。

○規制の許可要件として面積と盛土高さがあるが、現行の土砂条例の中にはこれよりも厳しい許可要件が設けられているものがある。国の法律のほうが緩いような場合、自治体はどのように考えるべきか。
⇒条例の目的等も踏まえながら、数値、基準等については、改めてそれぞれの自治体が検討するものと考えている。

○土石の一時堆積では、土留めが境界柵になっている場合や屋根がある場合がある。一時堆積の実情を確認し、それを踏まえた技術基準を検討すべきである。
⇒ストックヤードの境界の考え方、あるいは、屋根のあるようなものの取扱いなど、現状を踏まえながら検討する。

○一時堆積の技術基準における保安帯の幅等の検討は、自然斜面の崖が崩れる現象と盛土が崩れる現象は条件が違うため、急傾斜地のデータ以外に盛土の崩落事例の整理が必要である。
⇒引き続き事例を収集し、検討する。

○盛土内排水工の設置を行った場合でも、宙水の存在や排水管の経年劣化が考えられるため、砂で盛土したような箇所では地震時に過剰間隙水圧が発生することがあることを考慮すべきではないか。

○新設盛土の設計は、施工仕様として排水を担保する、目詰まり等は管理するということで過剰間隙水圧を考慮しないことで良いのではないか。また新設盛土は設計時点で排水不良を想定した地下水の設定はできないのではないか。

○設計の段階では地下水がないという前提で行う考え方がある。ただ、実際には宙水が発生することもあるので、地下水観測ができるようにしておくことが大事だと考える。また排水施設について「適切な維持管理」を盛り込んでいただきたい。
⇒様々なご意見を踏まえ、盛土を新設する際の技術的基準のほか、既存盛土に対する取り扱いも含め、引き続き検討する。

○建設汚泥再生土で廃掃法から外れた土は、この法律の対象となるか。
⇒技術基準から適用除外になる行為については現在検討中である。

○切土、盛土、土砂堆積というところが規制対象と理解しているが、太陽光発電施設などのように、切土・盛土を伴わず斜面なりに設置した場合、この法律の対象となるか。
⇒土地の形質変更が規制対象の規模に満たない場合は盛土規制法の対象とはならないが、森林内の1haを越える開発であれば林地開発許可制度での対応となる。

○盛土規制法が有効に機能するように、実効性のある罰則や監視を検討すべきである。
⇒懲役刑や罰金刑について大幅に強化している。監視方法については引き続き検討する。

○自治体が条例でどういうものを追加できるか等、法律と条例の関係性について明記しておく必要があるのではないか。
⇒条例の実態も踏まえながら、自治体へのわかりやすい説明方法を検討する。

(4) 既存盛土調査の考え方

・事務局より「資料2-6：既存盛土調査の考え方」について説明後、以下のとおり質疑応答。

○既存盛土に問題があった場合、所有者にはどのように連絡するのか。
⇒不法盛土対応ガイドラインでの記載との調整も含め検討する。

○既存盛土として抽出する期間の目安はあるのか。時間が経過した盛土が安定するのも含め、いつ頃の盛土までを必要なものとして調査対象とするか。
⇒データとして存在する範囲などを示し、状況に応じ可能な範囲で遡ることを原則とする予定だが、提示の仕方は引き続き検討する。

○地下水のある盛土については、詳細調査することが望ましいのでは。また、過剰間隙水圧についても考慮する必要があるのではないか。
⇒現実性も含めて検討する。

○盛土等の定義から外れるような、例えば、太陽光パネル設置地山の切土に変状などがあった場合、
応急対策の対象となるのか。
⇒応急対策が必要なものは実施いただくのが原則と考えるが、盛土等の定義との整合含め検討する。

○対象の盛土について、鉱山の鉱さい盛土も既存盛土に含めるのか。
⇒適用除外の考え方と整合を取り、他法令の中で安全性の確保ができるかを含め検討する。

(5) 不法盛土への対処方策の検討について

・事務局より「資料2-7：不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 設置要領（案）」について説明。

3. 閉 会

以上